

液化石油ガス販売事業報告書

保安業務実施状況報告書

記入例

〔想定〕

(事業年度末時点の一般消費者等戸数)

1, 000 戸 (うち年度内新規供給開始戸数: 5 戸)

(保安業務実施状況)

1. 供給開始時点検・調査 . . . 全戸自社で実施。
2. 容器交換時等供給設備点検
- . . . 990 戸 (体積販売分) を●●(株)と(株)△△△に委託。

3. 定期供給設備点検 (30 戸を他社から受託。)
- . . . 900 戸を保安センターに委託。(再点検は自社で実施。)
4. 定期消費設備調査 (30 戸を他社から受託。)
- . . . 900 戸を保安センターに委託。(再調査は自社で実施。)

5. 周知 . . . 全戸自社で実施。
6. 緊急時対応
- . . . 全戸自社で実施。
- うち10 戸 (自社顧客以外) を他社から受託。
7. 緊急時連絡
- . . . 990 戸を自社で実施。
- 残り10 戸を◆◆(株)に委託。



富山県知事 殿

毎事業年度終了後、3か月以内に提出してください。

登録番号 第16A-0XXX号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により、次のとおり報告します。

A 販売所の名称										
B 販売所の所在地		(〒)								
C 容器置場		体積販売戸数+質量販売戸数								
D 販売戸数		全消費者数: 1,000 戸 (=①+②+③ = ④+⑤) 一般家庭用: ① 950 戸、集合住宅: ② 30 戸、 業務用: ③ 20 戸								
E 販売方法		体積販売戸数: ④ 990 戸			質量販売戸数: ⑤ 10 戸					
F 業務主任者等氏名		業務主任者名 富山 太郎		越中 花子						
F (現時点での選任状況)		最近の受講年 月 日 平成 X年 X 月 X 日		令和 X年 X 月 X 日		平成 年 月 日				
		代理者氏名 立山 士郎		(資格 二種販売 代理者講習修了)						
G 保安業務の委託状況		委託先の保安機関の名称		保安業務区分毎に委託している一般消費者等の数						
				1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
		(一社)富山県エルピーガス協会		有 無	戸	900 戸	900 戸	戸	戸	戸
		●●株式会社		有 無	950 戸	戸	戸	戸	戸	戸
		株式会社△△△		有 無	40 戸	戸	戸	戸	戸	戸
		◆◆株式会社		有 無	戸	戸	戸	戸	戸	10 戸
H 安全器具の設置状況		安全器具の方式					ガス漏れ警報器			
		施設区分	マイコンメーターと警報器両方設置(連動含む)	マイコンメーターのみ(警報器なし)	ガス漏れ警報器連動遮断装置(メーター以外と連動)	その他	ガス漏れ警報器設置義務戸数(うち未設置戸数)			
		一般家庭	930 戸	10 戸	0 戸	戸	930 戸 (0 戸)			
		集合住宅	30 戸	0 戸	0 戸	戸	30 戸 (0 戸)			
		業務用	15 戸	0 戸	5 戸	戸	15 戸 (0 戸)			
合計		975 戸	10 戸	5 戸	戸	975 戸 (0 戸)				
I 集中監視機器の設置状況		⓪ 無 (有の場合: 10 戸)								
J 燃焼器具等の交換実績		対象燃焼器具数(現時点での数) 1 個		不完全燃焼防止装置付き器具への交換済数(R2年度の実績) 0 個						
K 定期供給設備点検で指摘事項があった件数のうち、未改善のもの		1 件		L 定期消費設備調査で指摘事項があった件数のうち、未改善のもの		1 件				

体積販売はガスメーターの数(閉栓は除く。)をカウント
質量販売は契約数をカウント

体積販売戸数+質量販売戸数

合計数=体積販売戸数

不燃防のついていない湯沸器、風呂釜等の数を記入

名称	電話番号
----	------

記入例

保安業務実施状況報告書

年 月 日

富山県知事 殿

毎事業年度終了後、3か月以内に提出してください。

あつてはその代表者の氏名
認 定 番 号 第 16A0XXXRA 号
住 所

取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により、次のとおり報告

有資格者数を記入（※保安業務計画書に記載した数以上）

1 報告する事業年度 年 月 日から 年 月 日

2 保安業務実施状況

事業所の名称
事業所の所在地
保安業務資格者の数

3人（うち、業務にかかる技術的能力の基準年通商産業省告示第122号）第2条第1号
2人 ①

「保安業務資格者算定表」（認定申請時に添付）参照

（ ）外には、1年間に自社で実際に保安業務を実施した消費者戸数
※保安センターや他保安機関への委託数は除く。

（ ）内には、他社から受託して1年間に実施した戸数を内数で記入

認定を受けている戸数を記入（認定書参照）

保安業務に係る一般消費者等の数

保安業務の区分	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸	5 戸 (0 戸)	5 戸 (0 戸) うち再調査 0 戸 (0 戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	2,999 戸	0 戸 (0 戸)	0 戸 (0 戸)
3. 定期供給	2,999 戸	1,020 戸 (30 戸)	9 戸 (3 戸) うち拒否数 1 戸 (0 戸)
			⑥ 当年調査 9 戸 (3 戸) うち完了数 6 戸 (3 戸) 拒否数 1 戸 (0 戸) 不在数 2 戸 (0 戸)
	2,999 戸	1,030 戸 (30 戸)	当年再調査 2 戸 (0 戸) うち完了数 1 戸 (0 戸) 拒否数 0 戸 (0 戸) 不在数 1 戸 (0 戸)
4. 定期消費設備調査			1,000 戸 (0 戸) うち書面配布 1,000 戸 (0 戸)
5. 周知	2,999 戸	1,000 戸 (0 戸)	電子メール 戸 (戸) ファイル記録 戸 (戸) 記録媒体 戸 (戸)
6. 緊急時対応	2,999 戸	1,010 戸 (10 戸)	⑦ 4 戸 (1 戸)
7. 緊急時連絡	戸	990 戸 (0 戸)	⑧ 5 戸 (0 戸)

自社消費者戸数 + 他社からの受託戸数
※（ ）内には他社から受託している消費者戸数を内数で記入

当年調査数=完了数+拒否数+不在数
(注)不在、拒否の場合は、訪問記録等を保存！

例) 当年調査数実施9戸中、要再調査2戸(うち1戸不在)

保安業務を行っている事業所が複数ある場合は、事業所ごとに報告書を作成

※様式は、事業所毎に一葉とすること。

3 役員又は構成員の変更の内容（法人の場合）

【法人】報告事業年度内に役員又は構成員に変更があった場合に記載。

(備考) 1 「実施した数」の欄における「不在者」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。

2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

< 保安業務実施状況報告に係る注意事項 >

①	保安業務資格者の必要人数を記載する。(保安業務資格者算定表を確認する。)
②	「保安業務計画書に記載した数」は、更新認定書等を確認するなどし、認定を受けている一般消費者等の数を記載する。
③	「保安業務を行うべき数」は、報告する事業年度の末日現在における、自社で保安業務を実施しなければならない数を記載する。 ※他の保安機関への委託分は除く。 ※集合住宅の場合は、棟数ではなく部屋数を計上する。
④	「当該事業年度に保安業務を実施した数」は、報告する事業年度の1年間において、自社で実際に保安業務を実施した数を記載する。 ※集合住宅の場合は、棟数ではなく部屋数を計上する。
⑤	()内は、他販売店から保安業務を受託している場合に記載する。
⑥	他の保安機関へ点検・調査を委託している場合でも、自社で点検・調査を行った場合には報告書に計上する。 【再調査】 消費設備が技術上の基準に適合していない場合、消費者へ通知後、1月を経過した日以降5月以内に、再調査を行わなければならない。自社で再調査を行った場合には、当年再調査の欄に計上する。 ※再調査でも改善が確認できなかった場合、1年に1回以上通知を続けなければならない。(H29.4.1施行) ※消費設備の取替、工事等が必要な場合は、通知の際に見積りを提示することが望ましい。 【拒否数】 一般消費者等の承諾を得ることができず点検・調査を行えなかった場合には、拒否数として報告書に計上する。点検・調査を拒否された場合、次回の法定期限が到来するまで、点検・調査を行う義務はなくなるが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これに類する業務用施設については、販売事業者に対して協力を要請し、販売事業者は点検・調査の承諾を得られるよう努めなければならない。 ※拒否により点検・調査を行えなかった場合、帳簿に記載しなければならない。 【不在数】 調査又は再調査のために3回以上訪問したが不在で、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合、調査拒否と同様の取扱いとする。この場合、不在数として報告書に計上する。 ※連絡票の控えを残すなどし、訪問した経過を記録として残すことが必要である。 ※あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合の良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすよう務める。
⑦	緊急時対応とは、緊急時連絡に対応して実際に現場へ出動し、状況確認や安全の確報等を行う業務であり、当該業務の1年間の実施件数を計上する。
⑧	緊急時連絡とは、電話等によりガス漏れや火災等の情報を受け、一般消費者等に指示や助言を行うとともに、必要に応じて保安機関や消防等への出動要請を行う業務であり、当該業務の1年間の実施件数を計上する。 ※緊急時連絡を受けた保安機関と、現場に出動した保安機関が同一の場合は、「緊急時対応」と「緊急時連絡」の両方に計上する。